



2023年5月12日

各位

会社名 株式会社ラックランド
代表者名 代表取締役社長 望月 圭一郎
(コード番号: 9612 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 健太郎
(TEL: 03-3377-9331 (代表))

特別調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会の書面決議において、特別調査委員会を下記のとおり設置することを決定しましたので、お知らせいたします。

1. 特別調査委員会の設置に至った経緯

当年4月28日(金曜日)の夕方、内部監査室長が会計監査人から、「2023年12月期第1四半期の四半期連結財務諸表に係る四半期レビューの実施過程において、本日(4月28日)に制作案件の工事原価に関する下請け工事業者からの見積書の電子ファイル(以下、「見積書ファイル」という)を閲覧したところ見積書発行年月日及び工事物件名のフォントが当該見積書の他の記載事項のフォントと異なることに気が付き、これらの2箇所の記載を確認したところ上書きされたものであり、上書きされた記載を取り除いたところ、その下に全く異なる内容の記載が存在することを発見した。」との状況の説明と、事実確認の依頼を受けました。

内部監査室長は、同日中に当該工事見積書の収集を担当していた工事制作部門リーダー(以下、「制作リーダー」という)に事実確認のための電話をし、当該制作リーダーから「当該見積書ファイルは作成したサンプルを誤って見積書フォルダに格納していた」という説明を電話で受け、5月1日(月曜日)にその旨を会計監査人に速やかに報告したところ、会計監査人より、下請け業者からの見積書の原本又はメールで送付された電子ファイルの閲覧の要請を受けました。

内部監査室長は、同日中に会計監査人からの要請の内容について当該制作リーダーに指示し下請け業者からの見積書の原本又はメールで送付された電子ファイルの提出を待ちましたが提出がなされず、当該制作リーダーに複数回催促の電話をするもゴールデンウィーク休暇取得中で連絡が取れずにおりました。ゴールデンウィーク明け5月8日に当該制作リーダーと電話で連絡が取れ、翌日5月9日に面談の場を設け確認したところ「当該見積書ファイルは私(当該制作リーダー)が同じ業者から以前に入手していた見積書ファイル(PDF形式の電子ファイル)を利用し、見積書ファイルをソフト「Adobe Acrobat Reader」にて開いた上で、同ソフトの「入力と署名」を利用の上、変造箇所4か所において、元々の見積書の文字の上を白地で塗りつぶし、場合によっては文字を記載することで上書き、変造したものである。会社ルールの見積書取得日の3月17日までに取得が間に合わないため、業者に見積金額を聞いて3月14日に見積書ファイルを変造した。」との回答を受け、当該制作リーダーが2023年3月14日付で見積書を変造していたことが判明しました。

なお、本事案にかかる制作案件は、収益認識基準のもとでの進行基準適用案件ですが、業者から見積書を取得出来ていなくとも、当該制作リーダーが変造した見積書ファイルにかかる見積金額は総工事原価見積額に対し0.29%程度と影響は僅少であることから、進行基準の適用に支障はありませんでした。しかしながら、当該制作リーダーは進行基準適用案件を担当するのは初めての経験であり、「当該制作案件に進行基準を適用するには、理由関係なく、かつ、見積金額の大小問わず、全下請け業者から見積書を取得しなければなら

い」との誤った思い込みをしており、自分が見積書を取得できなければ原価を集計できない、と考えておりました。また、当該制作案件は新築物件で建屋も出来ていない状況にあったという背景から当該業者から見積を取得できていなかったものの、当該業者の担当者との商談中に同担当者の推測での金額目安の聞き取りが済んでいたことから、当該制作リーダーは、当該業者と「実質的な見積合意はある」との認識を持ち、当社内の誰に相談することもなく、当該業者の担当者には聞いた金額で見積書を作っておくと伝えた上で、当該業者に以前発注した際に同程度の金額だった見積書ファイル（PDF形式の電子ファイル）を利用し変造に至りましたが、3か月に1回の見積総原価の算出期日である「当四半期決算期日（3月31日）を意識し過ぎるあまり、確実に提出が間に合わない当該見積書の変造を行ってしまった」旨の動機を、反省の弁と共に聞いております。

内部監査室では、会計監査人から見積書の変造の疑いの指摘を受けた4月28日から他の制作案件の工事原価に関する下請け工事業者からの見積書等の証憑書類の変造有無の確認と当該制作リーダーが属する工事制作部門の人員へのインタビュー確認をし、当該制作リーダーによる見積書の変造の他は、特に問題はないことを確認いたしました。また、当該制作リーダーによる変造された見積書ファイルの見積金額は当社積算額（当社発注予定額）とほぼ同額であり、かつ、本事案にかかる制作案件（収益認識基準のもとでの進行基準適用案件）の総工事原価見積額に対し0.29%程度であり、工事収益及び工事原価への影響はごく僅少でありました。

しかし、会計監査人から公正かつ適切な調査を行う必要があるとの指摘を受け、また当社としても本事案の発生を重く受け止め再発防止の資する観点からも、本事案と同類の事案の有無に関する事実、組織的関与の有無など真因の特定、及び再発防止策の検討が必要と判断し、外部有識者を委員に含めた特別調査委員会（「特別調査委員会」といいます）を本日付けで設置することといたしました。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をお掛けいたしますこと深くお詫び申し上げます。

2. 特別調査委員会の構成

委員長	:	大竹 隆一（当社取締役（監査等委員長））
委員	:	早川 明伸（弁護士/早川・村木経営法律事務所）
委員	:	村木 高志（弁護士/早川・村木経営法律事務所）
委員	:	谷貝 彰紀（弁護士/早川・村木経営法律事務所）

3. 特別調査委員会の調査対象

- ① 当該従業員へのインタビュー及び関連する役職者へのインタビュー
- ② データフォレンジック調査
- ③ 工事収益及び工事原価に係る証憑書類の変造有無の調査等
- ④ 本件に類似する案件の存否及び事実関係の調査
- ⑤ 本件が生じた原因の究明と再発防止策の提言
- ⑥ その他、特別調査委員会が必要と認める事項

4. 今後の対応について

当社は特別調査委員会による調査に対して全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。特別調査委員会は、6月5日頃までに上記3の調査を終了させ、調査開始から調査と並行して報告書の作成を行い、6月13日頃を目途に最終報告書を提出する予定となっております。

また、特別調査委員会による調査の結果、明らかとなった事実関係等につきましても受領次第速やかに開示いたします。

以上